

利用権設定等申出書

長 殿

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき利用権の設定等をしたいので、別紙「農用地利用集積計画書」のとおりに申し出します。

利用権設定を受ける者 (借受人)	地 区	氏 名 又 は 名 称	生 年 月 日	電話番号
		公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構 理 事 長 伊 藤 友 昭	明大昭平 年 月 日	0857 26-8350
利用権を設定する者 (貸付人)	地 区	氏 名 又 は 名 称	生 年 月 日	電話番号
			明大昭平 年 月 日	

捨 印	捨 印

年 月 日

受 付 欄

注) 下欄の聴き取り確認事項は農林水産省が毎年実施する「農地権利移動・借賃等調査」(農業経営基盤強化促進法に基づき、1年間に移動した農地の実態を把握するための調査)のために使用します。

*該当欄に○を付けてください

チェック欄
☐ 被保険者
☐ 受給権者
☐ 納税猶予
チェック欄
☐ 被保険者
☐ 受給権者
☐ 納税猶予

聴き取り確認事項

1. 権利の種類

賃借権の設定(通年)	1	☐
賃借権の設定(期間借地)	2	
賃借権の移転	3	
使用貸借権の設定(通年)	4	
使用貸借権の設定(期間借地)	5	
使用貸借権による権利の移転	6	
経営受委託	7	

2. 農地所有適格法人以外の法人等の取得

該当しない	1	☐
賃貸借等解除条件の適用	2	

3. 農地所有者代理事業活用の有無

有	1	
無	2	☐

4. 共有農地に係る持分の1/2を超える

同意の活用の有無(存続期間は20年以内)		
有	1	☐
無	2	

10. 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある旨の説明を受けました。☐

5及び6. 借受人の分類(個人・法人別及び法人の形態別)

5. 個人・法人別		1	2	3	4	5
		個 人	農地所有適格法人	農地中間管理機構	農地利用集積円滑化団体	その他法人
6. 法人の形態別	1 株式会社	☐	☐	☐	☐	☐
	2 特例有限会社					
	3 持分会社(合資・合名・合同)					
	4 農事組合法人					
	5 NPO法人					
	6 農協・農協連合会					
	7 市町村					
	8 財団法人・社団法人					
	9 学校、医療、社会福祉法人					
	10 その他					

8. 経営改善計画認定の有無

有	1	
無	2	☐

9. 貸付人の分類(個人・法人別)

個 人	1	☐
法 人	農地所有適格法人	2
	農地中間管理機構	3
	農地利用集積円滑化団体	4
	その他の法人	5

7. 経営耕地面積

経営農地なし	1	☐
0.3ha未満	2	
0.3ha以上～0.5ha未満	3	
0.5ha以上～1.0ha未満	4	
1.0ha以上～2.0ha未満	5	
2.0ha以上～3.0ha未満	6	
3.0ha以上～4.0ha未満	7	
4.0ha以上～5.0ha未満	8	
5.0ha以上～10ha未満	9	
10ha以上～15ha未満	10	
15ha以上～20ha未満	11	
20ha以上～30ha未満	12	
30ha以上～50ha未満	13	
50ha以上～100ha未満	14	
100ha以上	15	

注 1) 経営耕地面積は利用権設定を受ける前の規模です。

注 2) 借受人が農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体が農地取得者となる場合は「経営農地なし」となります。

あっせん農業委員・推進委員署名欄

捨 印	捨 印

農用地利用集積計画書

受付コード						利用権の設定を受ける者(A)	氏名 (名称)	(公財)鳥取県農業農村 担い手育成機構 理事長 伊 藤 友 昭	住所	鳥取市東町1丁目271番地	同意印	区 分	地 区	世 帯	農協名
公告年月日	年 月 日					利用権を設定する者(B)	氏名 (名称)		住所		同意印	区 分	地 区	世 帯	農協名
登 録	1 新 規		2 再設定												

[illegible]

2 共通事項（農地中間管理権を取得する場合）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）借賃の額

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「乙」という。）は、各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

（2）借賃の改訂

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

（3）借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

（4）転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

（5）借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

（6）境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

（7）負担の除去

甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

（8）修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

（9）租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。転借したときは、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。転貸したときは、乙が転借人に負担させる。

（10）賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条第1項又は第2項に該当するときは、鳥取県知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

（11）利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

（12）当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

（13）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（14）利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

（15）その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。